

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

一般質問の前に議長にお願いしたいことが1点あります。

先日、議長との話の中で――。

○議長 内海 猛年君

一般質問の席に着いてください。

○議員 9番 妹川 征男君

ああそうですか。

9番、妹川です。

今、議長にお話したのは、私が途中で、無断で外出いたしました。実は私、皆さん方に配付資料なるものを、この一般質問の中で配付することによって、私の意図するところ、または執行部の皆さんが答弁しやすいような資料を用意してきていたんですけど、ちょっと、年のせいでしょうか、うっかり忘れてきたものですから、今日は議長の判断では、それは認められないだろうということですけど、いかがでしょうか。認めていただけたらいいがなと、今、持ってきております。

○議長 内海 猛年君

一般質問で提出される資料については、事前に議長の許可が必要です。

事前というのは、この会議が始まる前に議長に趣旨を説明して、それで許可を得るというものでございます。

この会議中に資料を出されて、これでどうでしょうかという判断は、今、私はできません。まして、事前に許可もらっておりませんので、提出は駄目です。

以上です。

○議員 9番 妹川 征男君

以前、今井議員が会議中に配ったことがありましたものですから――、それはいいです。分かりました。

通告書に従って読んでいきます。

今も放置されている農業用水路。平成19年頃、山鹿元町区の水害水路、通称、農業用水路の一部が町の許可なく無断で埋め立てられていたことが、令和3年4月に、1人の町民の申出で発覚しました。無断埋立てをしたのは、町の指定業者であるU建設会社です。

現在、U建設会社は原状復旧のためと称して、町に対して工事施行承認の申請書を9回にわたり出し続けており、町もその都度、申請書に基づき、工事施行許可書を発出し続けています。

しかし、一向に原状復旧の工事が始まる様子すらなく、既に4年が過ぎようとしており、放置

状態が続いています。

つまり町有財産の侵害が今も続いており、町は解決のめどさえ、立てきれないままという問題を露呈しています。

以上の問題がきっかけとなり、昨年、ようやく芦屋町法定外公共物管理条例が制定されました。この条例の施行は、今年の4月1日からです。

当時、当該水路のような法定外公共物の管理条例が制定されていなかったことが、本件問題の大きな要因です。行政の管理責任が今なお問われていることは、町の社会的問題であり、町として大いに反省すべき内容です。

町は無断埋立て事件の真相を究明し、早急に解決に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。

要旨にいく前に、用水路埋立て事件の内容というのは、民と民の問題なのか、官と民の問題かについて、全員協議会で令和3年の10月、11月に論議されました。

そのときの全員協議会で浮田課長は、町は埋立てには関わっていない、民と民の問題と捉えていましたが、埋立てを行った原因者に原状復旧を行うよう求めていくと。つまり、官と民の問題である、という回答文書を提供しておられます。議員も執行部の皆さんも御存じのとおりです。

では、今から質問にいりますが、簡潔明瞭な回答をお願いします。

現在、原状復旧を目指して、無断埋立てを認めているU建設会社が掘削工事を申請し、町がそれを許可するといった手続を行っています。9回ですね。U建設会社の申請書に添付されているのは、工事場所を示す位置図だけチェックされており、ほかの添付書類、つまり平面図、断面図、設計図、実測縦横断面図、同意書などは一切ありません。

これまで、9回も出された申請書の添付書類は、位置図だけだったのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

現在、申請されている書類、これに添付されているもの、これは位置図のみでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

皆さんに配付する予定でしたが、こういうような工事施行承認、そしてここに位置図です。ここには13メートル、14メートル、それから深さ1.7メートル、幅0.7メートルと。そして

隣接地権者はN氏、そしてH氏。町長はそういう言い方じゃなくて波多野、自分だと、波多野町長だということでは言われましたが、そういう僅か位置図。平面図とか実測縦横断図、求積図、設計図、それ一切ありませんね。そういうことでいいのかということを問題、指摘しております。

それで、通常、公有財産の土地については、それが道路の敷地であれ、河川の敷地であれ、行政は申請書に添付する各種の添付書類を基に、許可をするのか、しないのかを審査するものと思いますが、この申請書に対する審査をしたのか。どうぞ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の申請書の内容でございますが、付いているのは位置図のみということになっています。

今、妹川議員がおっしゃった、それ以外の詳細図等につきましては今回は添付されていません。工事をやる以前から御承知と思いますが、我々は原因者の責任において、原状復旧を求めていくということで業者に話をし、業者のほうからはこの申請書によって、原状復旧工事と書かれてあると思うんですよね、申請書のほうに。これをこの場所で行いますというところで、私たちはそれを認めているといえますか、そういう形でやってくださいと、今はそこまでのやりとりになっています。

今後、こちらにつきましても、妹川議員にも話したことあると思うんですが、工事についての詳細、どういう工事を原状復旧でやっていくのか、ここは話合いが必要なことが多々ありますので、こういった話が進みましたら、そういったものを提出し、着工に向かって動いていくという状況でございますので、現状としては、そこまでの資料しか今のところはそろっていないという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では、その許可の決裁者はどなたですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

もちろん申請のほうはうちの担当課で受け付け、内容は見ていくものと思いますが、許可のほうは町長名で、最終的には許可が出るものと思います。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

この申請書によると、掘削工事のようです。深さは1.7メートルあります。産業観光課に掘削工事を審査するための、土木の専門的知見はあるんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

申請書については、うちのほうでももちろん受け付けますが、内容等、専門的な部分に関しては、必要とあれば関係部署には相談をしたいと思います。まだそういったものまで、提出に至っておりませんので、受付のほうはうちのほうがやって、事務的には進めていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

都市整備課の小田課長には相談なしで、許可をしたということでもいいんですか。

小田課長、どうでしょう。あなたの内容については、この申請を受けて許可をするときには、伺い書を担当課の浮田課長は出されていますが、あなたの公印は押印されていません。

そういうことは、課長はこの問題については、工事については一切関わっていないということでもいいんですね。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

まず、都市整備課が管理する道路や排水路などにつきましては、都市整備課長のこれは専決事項となるんですけれども、ただし農業用水路につきましては、管理所管が異なるため、これは私、都市整備課長の専決事項ではございません。浮田課長のほうになるんです。浮田課長のほうから、あるいは農林水産系のほうから相談等があった場合には、私に限らずその係員、担当の土木の係長、それから係員のほうが相談に応じたりすることもありますので、決裁というところでは、私はありませんけれども、都市整備課として相談があれば、そこでアドバイス等はしておくことはあります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町長に出す伺い書には、小田課長の印鑑を押印されてないということが分かっております。

それで、この問題について、もう4年になりますよね。私の知人や卒業生には土木関係とか、建築関係の営業を行っている社長もおりますし、一級建築士の方もおられますよ。現地に来てもらいました、3人、4人ね。

そしてこの申請書、許可書も見せました。位置図も見せました。こんなことで工事なんかできるわけないでしょうと、これ何か、きな臭いですねと、何かがありますねと、そう思いませんか？ あなたたち。皆さんに配りたかったけど、こんなので、よう許可をするなど、工事ができるわけがないじゃないですか。

次いきます。

あとの質問と関連しますが、昨年12月の総務財政常任委員会で法定外公共物管理条例が審議されましたね。その場で都市整備課長は、法定外公共物の管理については、これまで道路法、河川法に準じた取扱いを行ってきたと述べられました。

また、産業観光課長は、令和5年9月議会で、皆さんに配付したかったんですが、それがありませんので読み上げます。

課長はこのように発言されています。道路法の何条かということで御質問ですので、私質問したんです。道路法第24条の道路管理者以外の者の行う工事に関する条文がございます。

こちらです。道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができると規定されており、その承認に必要な事務手続があります。今回、様式等につきましては、道路法を参考にして、事業者から申請書を提出いただきました。工事内容の確認を行って、許可を出しているところでございます。というのが、今の申請書と、位置図と、許可書ですね。

何ですかこれ、ということで、そうであればね、浮田課長。道路法第24条の規定により、福岡県の道路工事施行の申請書を見ると、たくさんの添付書類があります。そして、各種の書類を審査して許可する、とされています。

芦屋町の場合は、添付書類の中の位置図だけで審査することは、工事の適切さ、安全性を考慮せずに審査し、工事を許可することとなります。道路法や河川法の趣旨に反することになるのでありませんか。

この1枚の位置図だけで審査し、許可を出したことは法の趣旨に反しています。こういうことであれば、原状復旧工事は進捗不能の状況になると考えられますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

先ほど、答弁のほうもさせていただいたんですけども、今回いただいている申請書、確かに位置図しかございません。そこに書かれている内容、御承知と思いますが、原状復旧工事と一応、申請書に書いてあると思います。

掘削の場所、一応この範囲について原状復旧をやりますよということになっています。

ただ、なぜ詳細がついていないかとか、どういう工事なのか、これじゃ工事はできないじゃないかということで妹川議員、今おっしゃっております。

確かにそのままで詳細まで、私たちも見れていない。これは始めから進めてきましたこの工事を行うに当たりまして、いろいろな調整、あとどういうふうにするのか、どういう形になるのか、話合いが最も重要な状況でございます。

ただ、うちとしましては、原因者と言われている施工業者、こちらに原状復旧を進めていくということを許可している。詳細については、話合いのもと、実際移る前には、いただくようなお話はしております。だからそういった状態ということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

その点については、また次回に回します。

2番目の不法投棄の件について行います。

用水路埋立ては、町は発注した工事ではないと、町が関与していないとのことですね。そうであれば、無断埋立てですよね。これは皆さん御承知でしょう？

私が不法という言葉を使っているのは、無断埋立てを町の土地所有権の侵害と捉えているからです。

町長は、町の土地所有権が侵害されているという認識はありますか、町長。町長、教えてください。

○議長 内海 猛年君

副町長。（「え？町長です。」と呼ぶ者あり）いや、答弁は誰でもいいです。（「もう時間ありませんので町長、お願いします。」と呼ぶ者あり）副町長。（「なぜ町長が言わないの。」と呼ぶ者あり）いや、執行部は町長以外でも構いません答弁は。町長に限定するものでは。一応言われましたけども一応副町長が答えるということですから、副町長に許可いたします。

どうぞ。

○副町長 中西 新吾君

町は施工業者に対して、町有地所有権に基づき、いわゆる妨害排除請求、原状復旧の要請を行っておりますが、施工業者が近隣地権者に配慮せず、妨害排除、原状復旧に係る工事を行うと近隣住宅の塀が倒れる可能性が生じます。

そこで、妨害排除に関わる工事を行うのは施工業者であることから、施工条件として、施工業者が近隣地権者から同意を得て行うこととする合意をしたものであります。

町が施工業者と近隣者との間に関与する法的な理由はないと判断しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それを例のごとく、深さ1.8メートル、幅80センチですか、それを埋め立て、原状回復すれば、それを隣のNさんの塀が影響を受けることは間違いないでしょう。

じゃあ、波多野町長の、Hさんの、波多野町長の土地は斜面になっていたんですが、斜面になっているのも、掘削すれば当然崩れてきますよね、崩れ落ちますよね。

町長はそのことについては納得しているんですか。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

この件に関しても、随分議会で論争あったんですけど、はっきりと前もって言われておれば、そのときのいろんな書類とかありますんで説明できるんです。曖昧にここでお話しすると変なことになりますので、いま一度、書類を見てみますので、お許し願いたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私がいう町の管理権を無断で埋め立てられた水路の管理者は、大体どなたですかね。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

あちらの水路、地目上が用悪水路になっている部分ですけど、これは以前からもお答えしてい

ますとおり、行政財産として産業観光課が管理いたしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私がいう町の管理権というのは、つまり行政権の侵害ということなんですよ。町のことを無視して勝手に工事を進めた。そういうことは、財産権も侵害されたんですが、行政権も侵害されているということ。そういう観点で質問しておりますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもお答えしましたが、あの土地を管理しているのは産業観光課になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

農業用水路、町有財産の最高責任者は誰ですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほど許可の話もありましたが、最高となればもちろん町長にはなと思います。

管理はうちのほうで全てやっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では、無断埋立ての問題と法定外公共物管理条例に関して質問いたしますが、これも皆さんに配付したかったんですが、読み上げますね。

行為の禁止、第3条、何人も法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならないとあります。1、2、3、4あります。

その中の関係するもの全てですけど、2の法定外公共物に土、石、竹木等を堆積してはならない。3、法定外公共物にごみ、汚物その他これらに類するものを投棄してはならない。

質問ですが、今回の無断埋立ては、埋立て物が土砂であれば、2。廃棄物が含まれておれば、3に該当する禁止行為です。これ分かりますね。

今まで町は、あなたは不法投棄でないと繰り返していますが、本条例下であれば、不法投棄になると私は思います。

特に3、汚物その他が投棄されておれば、廃掃法に抵触することになるんですよ。この点についてどう認識していますか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

今の御質問は以前、お答えしたこともあると思いますが、不法投棄ということで、妹川議員、いろいろお話しされてあると思うんですが、こちらにつきましては、令和5年12月、あと令和6年の3月議会でも答弁させていただきましたが、不法投棄とは、法令に違反する処分方法等でごみを捨てることと考えられますので、工事施工のために土を入れたことが不法投棄に該当するとは考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

何かこどもだましな答弁ですね。こどもでもそんなことは、うそだということはよく分かりますよ。そう思いませんか？あなたのこどもさんが土を川に入れる、ごみを捨てる、そしてしかも民と民の同意に基づいてとか、工事のために埋め立てたとか、それで不法投棄ではないとかね。そんな、うそっぱちなことを言っちゃなりませんよ。

質問しますが、あなたは今、新たにできました管理条例の第4条、第3条見ても、不法投棄ではないと、そういう言葉、撤回する気はありませんか。不法投棄ではないということは間違いであったということを撤回する気持ちはありませんか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。管理条例の内容については、私が最初、お話ししたように、令和7年4月1日からの施行です。だから現在その管理条例のことについて、執行部がお答えすることはできません。だから、今言ったように、その現状についての質問をされてください。

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

これは違いますよ、これは管理条例があろうがなかろうが、ただこれを照らしてどうですかと言っている。撤回する気はありませんか。

○議長 内海 猛年君

管理条例と出さないで、その部分について質問してください。

執行部に求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

撤回されないのかということですが、この現状を考えまして、その考えを変えるということとはございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

水路に埋め立てた土砂に、廃棄物が混じっていないか、町は自ら確認しましたか。もうこれ3回目だと思いますけどね。もう2年、3年たっていますけど、確認されましたか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

その確認といいますか、調査等は行っておりません。現在は原状復旧というところで、掘削等もごございます。今は原状復旧を求めているという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

浮田課長申し訳ありませんけど、マイクを少し前につけて話をしてください。傍聴者からもよく聞こえないとか、私自身もちょっとね、聞こえないところがありますから。

調べないということですけど、管理者としての法令上の調査義務はないんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現状としましては、先ほどお答えしたように、今のところ考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私はね、法令上に調査をする義務はないかと聞いている。いかがですか。調査をする義務はないのかと聞いている。ないならないと言ってくださいよ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

義務に関しては、どの観点からというところもございますので、今、答える用意はしてなかったもので、それ以上のことは今、お答えができません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあ、後日文書で出してください。

法令上の調査義務の根拠として、こんな条文がありますよ。あなたは専門家だから当然読んでおられると思うけど。地方財政法には、地方公共団体の財産は、常に良好の状態にしておいて、これを管理すると。

そしてまた、芦屋町有財産取扱規則によれば、第7条に現況の調査として、課等の長は、随時その管理する町有財産の現況を調査し、次に掲げる事項について注意しなければならないと、第5号まで書かれている。

どうですか。法令の趣旨に従って調査すべきではありませんか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

調査すべきでないかと、する必要どうですかということで、その前の質問でお答えしたとおり、その点に関しては用意しているものがございませんので、今はお答えすることができません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、法令を2つ挙げましたから、その分を加えて検討して回答をいただきたいと思います。

それから、令和6年3月議会にて副町長の答弁がありました。覚えてありますね。

住民監査請求による審査が行われておりますので、その結果を踏まえ、検討したいと考えておりますという私の質問に対する回答です。

監査委員の意見によれば、長々とありますが、3行だけ紹介しましょう。

当該法定外公共物の原状回復については、令和3年11月30日の町の許可から、何ら前進しておらず、不法に埋め立てられた状態が継続している事実に対し、早期適正化に向けて取り組まれないとあります。

どうですか、副町長。もうあれから、1年たちますよね。副町長、この監査意見に対する見解をお聞きしたい。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

原状復旧ということですが、以前より変わったことはございません。

原状復旧の仕方というのを御紹介したいと思います。説明したいと思います。

まず1点目、町として原因者に当該地の原状復旧を求める。

2点目、原因者、施工事業者は、隣接地権者への工事内容の説明及び調整等を行い、近隣地権者の同意を得る。

3点目、同意を得た工事内容等について、着工に必要な書類などを町へ提出する。

4点目、原因者、施工事業者の責任において原状復旧工事を行う。

5点目、完了確認を町が行う。

この手順で原状復旧を進めていくということになります。先ほどから妹川議員も言われていますが、用悪水路についての所有者は芦屋町ですが、施工業者ではありません。町は施工業者に原状復旧を求めているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

監査委員会の意見も、不法に埋め立てられた状態が継続している、もう4年にもなると。それを解決すらできないような町行政、これこそ社会問題であり、恥ずべき事象なんですよ。

では次にいきます。

用悪水路、農業用水路と水利権についてお伺いします。

私は、水利権とは何かと。水利権とは特定の目的のために、河川の水を排他的に利用する権利と、河川法に基づく公法上の権利で行政機関の許可が必要と認識しています。また法的にもそう

書かれております。

町は法定外公共物である用悪水路を利用する農業者に、水利権の許可を与えているんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

まず水利権というお話でございます。

こちらの国土交通省のホームページを調べたところ、水利権についてということで、水利権とは特定の目的のために、その目的を達成するために必要な限度において流水を排他的・継続的に使用する権利のことをいいますと、こちらに書かれております。

そして、農業用水路でございますが、先ほど妹川議員がおっしゃった、許可をしているものというようなお話しをされたと思うんですけども、この水利権と申しますと、これもホームページに書かれている内容から抜粋させてもらったんですが、水利権には2種類の水利権があるといわれております。

まず1つ目につきましては、先ほど議員がおっしゃった許可水利権というものがもちろんございます。こちらは河川法第23条において、河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないとされております。この規定により、許可された流水の占有権利のことをいうとなっています。

それともう1つございますのが、慣行水利権というものがございます。こちらは旧河川法の制定前、あるいは河川法指定前から長期にわたり継続かつ反復して水を利用してきたという事実があって、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたものをいうということになっております。

このことから農業用水路を利用する農家さん、許可をうちがしたかどうかということではなくて、この慣行水利権を有しているものと一応考えております。よって、水利権があると考えているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ちょっと簡潔に、農業用水路、用悪水路には、農業者に水利権を与えているかということだけでいいですよ。

与えている、与えていない。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今お答えしましたが、私のほうで与えているということはございません。何かそういった書類を渡しているとか、そういったものはございません。今言った理由で考えているということでございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

私はこんなことで質問することは要らなかったんですけど、農業用水路には水利権がある人に影響があるとか、一般の町民は畑のそばに住んでいても、農業用水路に対しての何の権利もないとかというようなことが、執行部の皆さんか、それか議員の皆さんにもそのような認識がある方がおられるから、そのことを確認したかったから質問いたしました。

では、次にいきますが、芦屋町法定外公共物管理条例と、5 番の埋立て事件の解決方法については重複しますので、並列して行いたいと思います。

またこれも皆さんに配付したかったんですが、法定外公共物管理条例の第 4 条には、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならないとあります。

それで、現在の原状復旧工事の許可は、3 月末が工事期間の期限です。

4 月 1 日に法定外公共物管理条例が施行されます。

つまり、現在のような、これまでの法令に適していないような申請書、許可書、そういう許可もどきとか、申請もどきではなく、本条例に基づいた申請・許可の手続を踏む必要があるのではないかと。

つまり、原因者とされる業者は、第 4 条の第 1 項第 5 号、工事しようとする者に当たるのではありませんか。第 5 号には前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行うというところについては、これを適用して、申請書及び添付書類を提出させ、適切で安全な工事かどうか審査する必要があるんじゃないかと。

そして、ここに皆さんに配付したかったものは、管理条例の工事施工のものがあります。これら添付書類には位置図、字図、平面図、断面図、横断面図、構造図、復旧図、求積図、それから同意書、こういうのが全部そろっていますね。そして許可書も細々と注意事項や条件が書かれている。こういうものに適応するべきではないかと。これはあくまでも今、現在ある法定外公共物に対して、原状復旧工事を行うわけですから、これに該当するんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

これまで、行政財産として取扱いを行っていたものですが、この条例化によりまして、法定外公共物として定義されているものについては、令和7年4月1日より、条例に定められた管理等を行っていくこととなります。

具体的には、行為の禁止、許可、期間、こちらに様式、もちろんそうっておりますので、それぞれの行為について条例に沿って対応していきたいと思っております。(発言する者あり。聴取不能) すいません。始めからもう1回します。

これまで、行政財産として取扱いを行っていたものが、条例化により法定外公共物として定義されたものについては、令和7年4月1日より、条例に定められた管理等を行っていくこととなります。

具体的には、行為の禁止、許可、期間、様式などが定められておりますので、それぞれの行為等について、条例に沿って対応してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今回の原状復旧工事についても適用するということでもいいんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在、復旧工事ですね、申請書が出てきて、先ほど回数も言われましたけども、これが4月以降の申請については、今後のこの条例化された様式を用いて対応していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

確認しますが、今まで9回出された申請書・許可書ではなくて、この条例に基づいた新たなる申請書・許可書に基づいて、今回の事案も適用していきますということでもいいんですか。

ちょっと分かりづらい。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

（「その通りですか。」と呼ぶ者あり）4月1日からはそういう形になると思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そういうことであれば、今後の申請、そして許可が出たときに、スムーズに工事が進められていくのかなあとしますので、そういう形で進めていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

妹川議員、答弁を求めるんですか。

○議員 9番 妹川 征男君

そういう形で進めてもらいたいと言いましたからいいですよ。この質問に対して。

○議長 内海 猛年君

座られたから。

○議員 9番 妹川 征男君

いやまだあります。すいません。

私はこの20年もの間、法定外公共物管理条例を策定しなかったと。その不作為のツケが今回のような事態になってきたわけですが、そのことの反省に基づいて町が率先し、主体的に解決方法を見いださなければならないと思います。

今の回答をみまして、そういう解決方法を見いだされたのかなあとうれしく思います。

また地域住民の方々も、そのことによって、4年間、解決できなかったものが、いろいろな手続等がありましようけれど、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

今回の事件を通して私、考えるわけですけど、町長、町長も隣接地権者の1人です。そして埋め立てられた13メートルの長さの全てが隣接地権者の1人ですね。だから、今、課長が言われたようなことについて、積極的に解決に向けて取り組みと行っていただきたいと思います。

これまで、町民有志の方々から、163名でしたか、こういうような問題点については、早急に解決し、真相究明をやりながら無事な解決をしていただきたいというような署名の請願書でも否決されました。

ほとんどの議会議員の方々はこの問題について、誰かをかばっているなど、法の趣旨に反するようなことをやっていながら、議員として、この問題について、徹底して追求していく。私は、こ

の問題については、見て見ぬふりできないんですよ。みんなそう思っていると思うんですね。ところがなかなかそれができなかった。請願をも否決してしまうような状態ではよろしくない。

これまでも、うそぶいた答弁というか、へ理屈的な答弁が度々ありましたけれども、そういうことのないような町にしてもらいたいと。

私たちは、芦屋町議会制定法である芦屋町の条例というのは、芦屋町議会が住民を代表して、行政の任務を果たすための権限があるわけです。

条例は、行政が従うべき法の一つなんですね。行政に携わる職員は、法令の趣旨に基づいて業務を執行する責務があります。行政に携わる職員が法令を都合よく解釈し、運用することは、この責務に欺くことになります、許されないことです。

このようなことが許されるならば、行政を腐敗してしまうのではないかと危惧しております。

最後に、議場内におられる執行部の皆さん、職員の皆さん、申し上げたい。

町長や副町長に付度し、町政を行うことは町民にとって不幸なことです。職員は職員倫理条例の趣旨にのっとり、町民のために働いてもらいたい。そういうことを願っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。